



けいそう
勁草法律事務所

「疾風に勁草を知る」
「会社経営者・個人事業主の皆様にとって
いつでも頼れる存在に」

稻荷町電停方面から当事務所所在ビル
JR広島駅から徒歩8分／稻荷町電停 徒歩2分

お問い合わせ、ご予約
082-569-7525

おはようございます。勁草法律事務所です。

ここ最近は日差しが強いと暑さを感じますが、日が落ちるとひんやりする日がまだ続いていますね。来週には雨の日が多い予報のようですので、いよいよ梅雨入りのようです。先日大雨警報が出たときは、昨年の豪雨災害を思い出しましたが、大雨の予報が出たときの対策・備えは常日頃から考えた方がよいでしょう。



今回は、来年施行されます民法改正のうち、瑕疵担保責任に関する記事と、職場での従業員同士のトラブルなどについて会社が責任を負うかどうか等に関する記事が弁護士が作成しましたオリジナルの記事になります。法律以外の記事は今回は税務会計に関するものになります。

良い会社作りのお手伝いをしたいという思いのもと、時期ごとの挨拶としてお受け取り頂ければ幸甚です。

当事務所ではこの度、皆様のお取引先など関係の方のお役に立てられればと思い、業種ごと（理美容・不動産賃貸・介護事業）の小冊子を作成いたしました。もしご興味をお持ちの方がいらっしゃいましたら、このメールへのご返信でも結構ですので、当事務所までご連絡下さい。また小冊子へのご感想・ご意見などもお待ちしております。

このメールマガジンはこれまで名刺交換させていただいた方等、ご縁を頂いた方へ配信しております。

民法の改正によって、システム開発や建築工事の瑕疵担保責任はどのように変わるのでしょうか？

19.06.10 | オリジナルメルマガ



昨年（平成30年）に民法の改正が行われ、令和

2年（2020年）4月から改正した内容が施行されます。そのため、システム開発や建設工事における請負（瑕疵担保責任以外の部分も改正が行われています）についてもこの時期以降のものは改正された内容になります。ここでは、どのように民法の内容が改正されるかを中心に取り上げます。



○「瑕疵担保責任」「契約内容不適合責任」と

は？

民法改正前に一般に知られている「瑕疵担保責任」ですが、民法改正後は名前も「契約内容不適合責任」に代わります。難しい名前ですが、内容は変わらず、契約で定めた内容が工事を完成させても実現できていないことへの責任追及を指します。

○民法の改正点とは？

ここでは大まかに3点触れておきます。

①瑕疵担保責任の責任内容が変わります。

これまで、責任を負う内容は、修理を行う・損害賠償を行うというものだけでした。改正によって、修理だけでなく不足している部分の引き渡しができるならば不足部分の引渡請求を、代替物の引き渡しが可能であればその請求が可能になりました。また、代金の減額請求も可能になること（瑕疵による不適合に応じた部分）も定められています。

解除については、修理を求めて修理されない場合・修理が不可能な場合にはすることができます。ただし、瑕疵による不適合が、契約内容や一般的な点から見て軽微と評価される場合には解除ができません。どこまでが軽微なのかは取引内容などによって変わってきますが、解除を争う業者側で示していく必要があります。

②建物完成後も請負契約の解除が可能になりました

建築請負に関することになりますが、これまで建物は社会的に見て重要であり、完成後に契約解除となると撤去は業者側にとって負担が重いことから、建物完成後の請負契約の解除はできないとされてきました。裁判例によって、不適合の程度が特に大きな場合に一部近い効果を持つ賠償請求が認められていましたが、解除は制限されていたのは間違いません。

改正によって、こうした解除の制限がなくなりました。ただし、先ほど触れた「軽微な」不適合というのをどのように考えるのかによっては今後も建物工事の請負契約では実質解除の制限がある程度は続く可能性もあります。ここは今後の運用がどうなされるのか賀注目されるところです。

③瑕疵担保責任を負う期間の変化

これまで、民法上建物建築等引き渡しが必要な請負工事は引き渡してから1年経過すると瑕疵担保責任を追及できないと定められていました。各種約款を使う場合にはその内容を確認しておく必要があります。ちなみに、民法改正を受けて変更の検討がなされているものもあります。この期間は契約によって変えられるのですが、別の法律で期間の変更と制限が存在します。それは新築の住宅について、重要な部分（構造耐力上主要な部分と雨水侵入防止部分）に不適合があった場合に責任を負う期間を原則10年としています。この期間は短くできません。

改正によって、施主が不適合を知ってから1年と変更されています。契約による変更ができる点・新築の住宅工事の場合の期間については変更はありません。

このほかにも請負工事の途中解約の場合の報酬請求に関する規定が設けられるなど規定に変更があります。また、何が瑕疵（不適合）になるのかは契約内容に変わってきますので、そこで仕様やその他をどのように定め何が実現できていないのかをきちんと確認する必要があります。

職場での従業員同士のトラブルやケガに会社はどこまで責任を負う？その後どう対処すればよいでしょうか？

19.06.10 | オリジナルメルマガ



職場では様々な人間関係があり、サービス提供や仕方についてのいさかい・単なる個人的な口論など様々トラブルが起きる可能性があります。こうした中で、ある従業員が別の従業員をケガさせた場合に、会社は何か責任を負うのでしょうか？また、労災の対象にはなるのでしょうか？



○会社はどこまで責任を負うのでしょうか？

結論から言えば、こうした従業員同士のトラブルで、会社は損害賠償責任を負う可能性があります。例えば、仕事の仕方についての対立が従業員同士の間であって、休憩中に職場でケンカをして一方が他方をケガさせた場合を考えます。

こうした場合に、被害を受けた従業員がどこまでのケガを負うか・仕事を年次有給休暇を含めて休みにする必要があったのか等で、支払ってほしいと思われる金額も変われば、人間関係など様々な理由から請求をせずにおくか請求をするのか等が変わります。一見して、い

い大人がケンカしたことは当人だけの問題という気もしますが、法律の定めから、会社が損害賠償責任を負う場合もあります。

この理由として、①会社・事業主には安全な職場環境を作る義務がある②従業員の方を用いて商売をしている以上、そうした商売の場面で起きた事柄については責任を負う必要がある、というものが挙げられます。

そのため、職場で起きた事柄や関連する事柄で起きたことについて、会社に損害賠償に応じる義務が出てきます。先ほどのケースでは休憩時間内ではありますが、仕事の中で生じた事柄を理由にしたものであれば賠償の責任を負う可能性が高くなります。反対に、全く個人的な怨恨で起こした事柄や休憩中にケンカを初めて起こした事故や職場外でのケンカについては賠償の責任を負わない可能性が出てきます。

そうなるとケンカの原因がなんであるのか・いつどこでケンカをしたのかが重要になってきます。原因是事実の経過とも結びつきますから、何かしらケンカがあり被害を訴える話があった際にはきちんと双方から話を聞いて事情を整理をしておく（前提として、職場でのケンカの場合にはきちんと宥めるなども必要でしょう。というのも、先ほどの①や②はあくまでも職場での仕事そのものの中かそこに密接に関連している中で起きたことかどうか問題にするためです。加害者側被害者側の仕事の内容やケンカが起きた場所などの要素も重要で、把握した後でどう対応するかの方針を決めることになるでしょう。ケンカの原因は様々あり、単に職場や終業時間が終わった後すぐに起きたからといっても職場環境の話にも業務にもあまり関係しません。このような場合に先ほどの話から賠償責任を負うかというとそうは言いにくいでしょう。これに対して、仕事のやり方についての口論から、終業時間内に手を出したあるいはその時間でケンカをし、休憩中にそこから発展した場合には賠償責任を負う可能性が高まります。

ただし、以上はあくまでも賠償責任を負う可能性があるかどうかという話で、通院期間等に応じた慰謝料額や休業を余儀なくされたことの損害（一般に年次有給休暇を使った場合も損害が生じると考えられています）等がどこまで含まれるかは、別に大きく問題になる可能性があります。

○被害者とされる方への対応は？

一番重要なのはこの点です。まったく責任を負う必要があるのか・ないのかは被害を訴えられた段階で分からぬ場合もあります。明らかに責任を負う可能性がある場合には、治療費の立替払いや穏便な示談交渉での解決を考えるべきですが、そうではない場合は、まず事実関係の確認をする必要があります。事実確認のうえで、会社の士気への影響や賠償責任の可能性等を考慮して対応を決めていく必要があります。無理な請求に応じる必要はありませんが、風評面の問題や変にこじらせないよう対応に注意をする必要があります。

ケガをしている場合にはきちんと被害拡大しないように気を付けることは重要です。このほか、仮に警察が通報でやってくるようなケースでは、きちんと事情説明をしておくことは重要です。まったく対応しないことが被害通報と刑事事件としての処理につながる可能性があり、会社の士気に影響する可能性もあります。労災保険を使いたいという申請がある場合もありますが、職場でのケンカは労災保険の支払い理由である業務を原因とするということにならない場合もあります。誠実に対応することは重要ですが、こうした点から支払い対象にならない可能性をきちんと伝えておくべきでしょう。また、支払い対象になった場合には、先ほど述べた①と②の理由から、会社が賠償責任を負うべき場合である可能性がある点には注意が必要です。

○加害者への対応

まずは事実確認が重要なのは言うまでもありません。会社が賠償責任を負う場合であっても、あくまでも問題となる行為を起こしたのは加害者ですから、会社が賠償したお金の支払いを求めることになります。こうした従業員に支払い能力がないあるいは小さいという理由から、被害者側から会社に対して賠償請求を行う（被害者側からすると、どちらかが払ってくれればいいという考え方もあります）ケースが想定されます。こうした場合に、会社としては回収の問題もありますが、賠償したお金の回収をどうするかをきちんと考えておく必要があるでしょう。

次に、賠償をすべきケンカを起こした場合には、職場の規律違反行為を起こしている可能性がありますから、処分をするかどうかを考えていくことになるでしょう。実際にどうするのかは周りへの影響や加害者とされた方の状況・その他経営判断もあるでしょうけれども、対応を行っていくことになるでしょう。

そのうえで、ケンカを起こさないように・起こした場合の問題などを周知徹底していく必要があります。ケンカの中にはパワハラに起因するものもあります。この度罰則はないもののパワハラ防止への義務が会社に設けられたこともあり、二度と同じことがないように・トラブルがないようにきちんと従業員への周知徹底を図っていくことが何より極めて重要です。

申告税額を間違えたときの対処法

19.05.28 |

個人事業主として確定申告をして納税額のお知

誤り



らせが届いた際に、税金が高すぎると感じたことはありませんか？

過大な税額で申告を行い、申告期限後にそのことに気づいた場合、申告書に記載された税額の減額を求める『更正の請求』でリカバリーすることができます。

今回は、納めた税金が戻ってくるかもしれない、この手続きについてご紹介します。



申告税額を払い過ぎたときは更正の請求ができる

る

『更正の請求』は、申告期限後、申告書に記載された税額の減額を求める手続きです。

税額の減額申請ができるケースは、次の（1）～（3）のいずれかに該当する場合となります。

- (1) 申告書に記載された税額が過大だった
- (2) 申告書に記載した還付税額が過少だった
- (3) 申告書に記載した純損失した雑損失の中で、翌年以後の年分に繰越控除し、もしくは前年分の計算の基礎とできる金額が過少だった

たとえば、申告額を多く書きすぎてしまったのであれば、（1）の申告書に記載された税額が過大だった場合に該当するため、更正の請求ができます。

更正の請求は、2011年12月1日までは1年前までしか遡れませんでしたが、2011年の税制改正によって、平成23年分（2011年分）の申告からは、法定申告期限から5年以内まで遡れるようになりました。

2011年12月1日以前に申告期限を迎えたものも、減額更正できる期間に更正申告書を提出すれば、調査を経て減額更正を行う経過措置があります。

国税庁の更生申告書に必要事項を記入し、請求の理由の基礎となる事実を記載した書類と合わせて提出します。

提出先は請求者の住まいや会社がある地域を管轄している国税局で、提出方法は管轄の国税局への直接提出か郵送、または電子申告から選択することができます。

ちなみに、確定申告を行った後、納めた税額が少ないと気がついた際も、修正申告を行います。

このとき、過少申告加算税がかかるケースもあります。

請求前に確定した税額の徴収は、原則として猶予されない

更正の請求を行うと、税務署はその請求にかかる税額の内容などを検討して、減額更正をするか、もしくは更正すべき理由がない旨を請求者に通知します。

請求を行ったからといって、必ずしも減額更正が認められるわけではありません。

ここで、特に注意しなければいけない点があります。

更正の請求を行っても、その請求前に確定した税額の納付義務は課せられたままの状態で、徴収は原則として猶予されません。

「更正の請求が認められるはず」と思い込んで確定した税額を納めないと、滞納処分を受ける可能性があるので、注意が必要です。

また、税務署から確認の電話が入ることもあり、その場合はほとんどのケースで追加の資料を求められます。

変動所得・臨時所得の平均課税の計算書や、申出書の申出額を計算するに当たり使用した計算明細書等を提出し、税務署に確認してもらいます。

このとき、資料の信憑性に疑いがあったり、見解の相違がある部分について請求したりすると、税務調査に発展する可能性があるので、注意しましょう。

なお、検討の結果“更正の理由なし”との処分が下された場合、不服があれば、国税不服審判所への審査請求等が行えます。

更正の請求は、納税者に与えられた大切な権利の一つです。

申告税額を払い過ぎたときには、すぐに更正の請求を行いましょう。

※本記事の記載内容は、2019年5月現在の法令・情報等に基づいています。